

(様式 8)

行政財産使用許可書

総第 号-2
令和 年 月 日

様

新発田市長 二階堂 馨

年 月 日付けで申請の新発田市行政財産の使用については、地方自治法第 238 条の 4 第 7 項の規定に基づき、下記条件を附してこれを許可します。

記

(使用財産の表示)

第 1 使用を許可する財産(以下「使用財産」という。)は、次のとおりとする。

所 在 新発田市
財産名
数 量 m²

(使用期間)

第 2 使用期間は、 年 月 日から 年 月 日までとする。

(使用料・延滞金及び使用料の不還付)

第 3 使用料は、 円とする。

- 2 使用料は、新発田市の発行する納入通知書により、 年 月 日までに、市の指定する場所に納入しなければならない。
- 3 使用料の納入を遅延したときは、市条例に基づき遅延金を支払わなければならない。
- 4 既納の使用料は還付しない。

(使用の目的)

第 4 使用者は、使用財産を次に指定する目的に使用しなければならない。
使用目的 として

(使用上の制限)

- 第 5 使用者は、使用財産について形質の改変をしてはならない。ただし、事前に文書をもって申し出て、新発田市の書面による承認を受けたときは、この限りではない。
- 2 使用者は、使用財産を第三者に使用させてはならない。

(使用許可の取消又は変更)

第 6 次の各号の一に該当するときは、新発田市は使用許可の全部若しくは一部を取消し又は変更することがある。

- (1) 使用財産を、公用又は公共用に供するため必要とするとき。
- (2) 使用財産の管理が良好でないとき。

(3) 本許可条項に違反したとき。

- 2 使用許可の取り消し又は変更によって使用者に損失が生じた場合においても、新発田市はその損失を補償しない。

(原状回復)

- 第7 使用者は、使用期間が満了したとき、又は第6により使用許可を取消されたときは、直ちに使用財産を原状に回復して返還しなければならない。

(損害賠償)

- 第8 使用者は、その責に帰する事由により使用財産の全部又は一部を滅失し、又はき損したときは、その損害を賠償しなければならない。
- 2 前項に定める場合のほか、使用者は、この許可書に定める義務を履行しないため新発田市に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(光熱水費等の負担)

- 第9 使用者は、使用財産に付帯する電話、電気、ガス、水道等の諸設備がある場合において、その使用に必要な経費を要するときはその経費を負担しなければならない。
- ただし、新発田市が承認するときは、全部又は一部を負担しないことができる。

(有益費等の請求権の放棄)

- 第10 使用者は、使用財産について支出した有益費、必要費その他の費用を請求することができない。

(実地検査等)

- 第11 新発田市において必要があるときは、使用財産について、随時実地検査し、あるいは資料の提出又は報告を求めるほか維持使用に関して指示することができる。

(その他)

- 第12 使用財産内における使用者所有財産の安全管理は、使用者の責任において行うこと。
- 2 新発田市の責めに帰さない事由により、使用財産が使用不能となったとき、又は使用者所有財産が滅失・き損したときは新発田市は責任を負わない。

【教示】

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、新発田市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新発田市を被告として（訴訟において新発田市を代表する者は新発田市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。